

道路特定財源に関する意見書

道路は、経済・社会活動を支える最も根幹的な社会基盤施設であるとともに、市民生活を支えるうえで欠かすことの出来ない施設であり、私たち地域住民の暮らしや活力ある経済活動を支えるためには、まだまだ多くの道路整備が必要です。

本市は平成16年10月の新潟県中越大震災で未曾有の災害を体験し、何より道路は、災害時の避難路や救援活動のための生命線であることを痛切に感じているところであります。そして、合併により広域化した新長岡市にとって、地域の潜在力を真の地域振興に生かしていくためには、広域道路ネットワークの構築が極めて重要であります。

さらに、市の中心部を流れる信濃川によって分断された東西地域の連携強化に必要な長岡東西道路の整備や大手大橋の4車線化、加えて高齢者や障害者に配慮した歩行者空間の整備等に対しても、積極的に対応していく必要があります。また、近年の記録的な豪雪により、中山間地を抱える本市においては、冬期における生活道路の確保等が重要な課題となっております。

これら道路整備の財政的基盤である道路特定財源制度は、受益者負担の原則の下に成り立っている制度であり、依然として非常に大きい道路整備の必要性に鑑み、その用途については、あくまでも道路に関する事業に充てることが適切と考えております。

よって、政府におかれては、地方における道路網整備の実態とその必要性を認識され、その財源を確保する道路特定財源制度を堅持し、地方の道路整備が遅れることのないよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年9月26日

長岡市議会議長 大 地 正 幸

(あて先)

内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣